○厚生労働省告示第二百六十五号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、並びに雇用対策法施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）第五条及び雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第二百四十五号）附則第二条の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第二百七十七号（厚生労働大臣が定める外国人雇用状況の通知の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月一日　厚生労働大臣　長妻　昭

様式中「、「就学」」を削る。

○厚生労働省告示第二百六十六号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月一日　厚生労働大臣　長妻　昭

第二号ハ中「又は乾癬性紅皮症」を「、乾癬性紅皮症、強直性脊椎炎又は潰瘍性大腸炎」に改める。

○厚生労働省告示第二百六十七号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月一日　厚生労働大臣　長妻　昭

第三に次の四号を加える。

二十四　パクリタキセル腹腔内反復投与療法　胃切除後の進行性胃がん（腹膜に転移しているもの、腹腔洗浄細胞診が陽性であるもの又はステージⅡ若しくはⅢであって肉眼型分類が3型（長径が八センチメートル以上のものに限る。）若しくは4型であるものに限る。）

二十五　生体内吸収性高分子担体を用いた塩基性線維芽細胞増殖因子による血管新生療法　慢性閉塞性動脈硬化症又はバージャー病（いずれも従来の治療法による治療が困難なものに限る。）

二十六　経胎盤的抗不整脈薬投与療法　胎児頻脈性不整脈（胎児の心拍数が毎分百八十以上で持続する心房粗動又は上室性頻拍に限る。）

二十七　低出力体外衝撃波治療法　虚血性心疾患（薬物療法に対して抵抗性を有するものであって、経皮的冠動脈形成術又は冠動脈バイパス手術による治療が困難なものに限る。）

○厚生労働省告示第二百六十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月一日　厚生労働大臣　長妻　昭

別表第3に第5部として次のように加える。

第5部　追　補　(2)

内　用　薬　規　格　単　位

名

品

（あ）

アセチルシステイン内用液17.6%「センジュ」　17.6%1mL

○厚生労働省告示第二百六十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月一日　厚生労働大臣　長妻　昭

別表に第9部として次のように加える。

第9部　追　補　(5)

内　用　薬　規　格　単　位　薬　価

名

品　円

（あ）

アセチルシステイン内用液17.6%「ショーワ」　17.6%1mL　106.40

○経済産業省告示第百五十七号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十二条の三第二項において準用する同法第三十四条の規定による届出があったので、同法第四十四条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十二年七月一日　経済産業大臣　直嶋　正行

（一）　外国登録検査機関の名称　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド

（二）　変更前の事業所の名称及び所在地　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド　エンペラーインターナショナルスクエア9―10F　7　ワン　タイ　ロード、クロン　ベイ、クロン、香港　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド　試験センター　ニッチセンター8F、14　ワン　タイ　ロード、クロン　ベイ、クロン、香港

（三）　変更後の事業所の名称及び所在地　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド　エンペラーインターナショナルスクエア8―10F　7　ワン　タイ　ロード、クロン　ベイ、クロン、香港　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド　試験センター　ニッチセンター8F、14　ワン　タイ　ロード、クロン　ベイ、クロン、香港

（四）　変更年月日　平成二十二年七月一日

○特許庁告示第四号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月一日　特許庁長官　細野　哲弘

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第十七号	平成二十二年六月二十三日	株式会社パソナグループ　東京都千代田区丸の内一丁目5番1号　代表取締役　南部靖之	三十三　先行技術調査（情報処理）	株式会社パソナグループ　大阪府大阪市北区芝田一丁目1番4号